平成２９年（フ）第１１号
長野県飯田市大瀬木201番地１（サープラスハタダ３・106号）
債務者　桐山　　直
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１１０１号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目１番21号、申立時の住所京都市中京区姉大宮町西側83　Ｓｔａｂｌｅ三条大宮103号
債務者　大根谷祐司
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１４号
京都市西京区川島尻堀町２番地２
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
京都市伏見区深草新門丈町145番地　リヴレン伊勢屋　202
債務者　金村寛子こと甲山寛子こと　金　　寛子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
京都市伏見区醍醐烏橋町16番地の６
債務者　小酒井善博
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
京都府宇治市槇島町大川原35番地の５　府営住宅槇島大川原団地１棟304号
債務者　平尾　延子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福岡県飯塚市伊岐須877番地１　二瀬コーポ807号室
債務者　齋藤　栄治
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
長崎県長崎市上小島２丁目６番44号　ハーモプラザ上小島111号、前住所熊本県玉名市岩崎639番地
債務者　石橋　賢太
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２５号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２　市営住宅　元－２－２－16
債務者　山口　佳恵
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２２５号
東京都目黒区東が丘２丁目11番７号　メゾンラフィーネ106、申立時の住所福井市新田塚町516番地　ドリームホーム202
債務者　五十嵐正尚
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
福井県坂井市丸岡町上金屋第３号26番地
債務者　前田　愛子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
福井市下荒井町第10号101番地　３－402
債務者　大山口明宏
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県佐用郡佐用町才金633番地
債務者　清水　リカ（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１１号
兵庫県たつの市揖保川町半田703－１　揖保川病院内、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町横須102番地　109号
債務者　鈴木小百合
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２１号
兵庫県豊岡市日高町上郷45番地の１　市営上郷住宅５号室
債務者　爲則　利夫
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
広島県竹原市下野町3036番地
債務者　木志田賀正
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１６号
広島県呉市焼山東４丁目１番７号
債務者　岩西　弥生
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部